

### 第3回多摩市総合計画審議会第1分科会 議事要点録

1. 日時：平成23年4月29日(木曜)午前10時00分～12時15分
2. 場所：市役所 302会議室
3. 出席委員：7名
4. 欠席委員：篠田委員
5. 議題

#### (1) 進行役の選出

事務局 篠田委員が急遽欠席されたので金子委員にお願いする。

進行役 早速審議に入る。はじめに、確認事項を事務局よりお願いする。

#### (2) 確認事項

事務局 配付資料は第2章と第6章について、事前に提出されたご意見をまとめたものである。本日は第2章政策4と第6章について審議を行う。関連部として健康福祉部より障害福祉課長、くらしと文化部長、都市環境部長、環境政策担当課長が同席する

#### (3) 第2章「みんなが明るく、安心して、いきいきと暮らしているまち」について

委員 56 ページ施策の成果目標値①で、障がい者が「現在の住まいに住み続ける」と回答している割合が61.2%となっているが、逆に言うと約4割の障がい者が住まいを変わりたいと思っているということになる。

「現在の住まいに住み続ける」と回答した人は、現在どのような住居に住んでいる人か。また、住居を変わりたいと願っている人は、現在はどのような住居に住んでいる人か。そして、その人たちが将来住みたいと願っている住居はどのようなところか。

事務局 56、58 ページは前回差し替えをした。指標値は変わっているが、ご質問について担当課長から説明する。

事務局 平成21年に多摩市障がい者生活実態調査でどのようところに住んでいるかということで住宅の状況調査をしている。分譲マンション・アパートが28.4パーセント、公団公営の賃貸住宅・団地が28パーセント、一戸建て・持ち家が23.8パーセント。この3つで大半を占めている。

何故住み続けられないかと直接聞いている設問はない。これからも住み続けるか、という設問に対しては、わからないという人が20.6パーセント。これらの方が必ずしも住み続けるつもりがないというわけではない。多摩市内で転居をしたいという人も3.9パーセントいるので、多摩市から出たいというわけではない。住み心地に関しては、大変満足、あるいはまあまあ満足という方が60パーセント以上。住居の不満が必ずしも多いわけではない。

委員 多摩市は共同住宅が26市で一番多い。団地の4階とか5階に住んでいる人で、障害を持って住居を移りたいという人もいるのではないか。一戸建てならば問題はないが、中高層階などは対策の必要があると考えて質問した。

委員 57 ページ施策の方向性に③として「障がい児(者)の相談支援体制の整備充実」を加えてはどうか。障がい者が地域で生活していくためには、情報の提供と一人ひとりの状況に応じた相談ができるサービス体制の整備充実が必要である。高齢者の場合、地域包括支援センターなどある程度、充実が図られているが、障がい者の場合、障がい者支援センター「の

- 一ま」の1か所のみであるため、その点をいくつか施策として加えられないか。
- 事務局 相談が最初の窓口である。総合計画のなかでそのように見出しを設ければ、障害福祉の推進になる。市の財政のなかでどのような政策の判断ができるかということも含めて事務局で検討して、書き込めるのであれば書き込んでいく。
- 委員 担当課としてはそうであるが、総合計画のなかでどれくらい方向性を持って書けるか。
- 事務局 全体としては、総合計画策定委員会という市長をトップとした機関で決まるが、今も相談支援体制は継続している。人・モノ・カネが必要というところもあるが、そうでない部分もあるので必要であれば追加することはできる。
- 進行役 表現が非常に抽象的である。地域における障がい者に対する 57 ページ施策の方向性②地域における相互支援体制の構築とある。具体的に市民や事業者が障がい者を支えるというのはどういうことか施策の趣旨の説明をしていただきたい。
- 事務局 行政だけで公共が担いきれない世の中になるなかで、事業者、市民、行政がそれぞれ役割分担をしながら担っていくという国の新しい公共の動きもある。障がい者で言えば地域での障がい者の理解や、グループホーム等施設を建設する際に行政が出向いて説明して、地域の理解がなければ進まない。障がい者も含めて地域が形成される。このようなことも障害福祉施策を推進していくうえで重要である。その他にも障がい者の方が道で困っている時、声掛けをしていただくなど、市民の方をお願いしたい。
- 進行役 多摩市における障がい者人口はデータ集の 168 ページを見ると、身体障がい者が 3,850 人、知的障がい者が 773 人、精神障がい者が 745 人となっている。
- 事務局 精神保健福祉、身体障がい者の手帳の所持者数はそうであるが、障がいを持っている方が必ずしも全員手帳を持っているとは限らない。
- 進行役 市内に授産施設や作業所はどれくらいあるのか。データ集の 169 ページでは、そうした施設に通所している方は 130 人となっている。障がい者数からするとかなり少ない。
- 事務局 障がい者生活実態調査の平成 20 年度の母数 1,615 人の内の人数である。障がい者手帳保持者に調査をかけているので、就労年齢に達しない人は入らない。働いてない方もいると思うが、自立支援法のなかで通所している方は実際には多いと思われる。
- 進行役 相互支援体制の構築に事業者も入っているので、大企業ならば障がい者の雇用義務が発生するが、小規模事業所についても障がい者の雇用について支援をしていくということが施策のなかに入っているということか。
- 事務局 小規模事業所に対して市が、障がい者雇用の法廷割合 1.8 パーセントを確実に上回るように施策を打つということで財源を投下するということでは計画はない。不要ということではないが、市財政の優先順位としてはその部分に関しては民間で努力してもらう。
- 委員 57 ページ施策の方向性②に災害時の支援なども含め、とあるが実際に障がい者の方がどこにいるかということが中々把握できない。要援護者名簿が民生委員や地域消防団に配られているが、個人情報保護の関係で使用が制限されている。地域の自治会が名簿の情報を共有するということができない。要援護者名簿の使い勝手が良いように、いつでも地域の人たちに情報が共有できるような体制を考えていただけないか。ここで相互支援体制と言ってもどこに障がい者がいるかということ把握していないと実現できない。
- 事務局 この問題は障がい者に限らず、高齢者等でも同じである。高齢者は圧倒的に数が多い。基本計画の防災の章に災害弱者対策として名簿について入れてはどうか、という意見が第 2 分科会であった。所管部としてはまだ運用できていないという課題があった。一方リスト

がないと活動できないということではなく、自治会活動の一環で災害時に誰が助けにいくかということを訓練している地域もある。それも相互支援体制の構築である。いずれにしてもリストについては担当所管部で検討している。

委員 リストを出すだけでなく、対象者の人がいざというときに自分の情報を共有できるという承諾を得ておけば良い。他の自治体ではやっているところもあるので多摩市でぜひともそうしてほしい。

事務局 所管部に伝える。

委員 30 ぐらいの小規模作業所が多摩市にあると思うが、相互のネットワークはあるか。別の作業所と行き来する相互の協力はあるか。それを地域のなかで支援することが重要であると思うが、その仕組みを障がい福祉課で支援する体制はあるのか。

もう一点は、障がい者自立支援法の法内化が進まない。例えば身体障がい者手帳を持っていて、さらにもう一つ障がい者自立支援法の手続きを求めるといような煩雑な手続きがあるが、何が原因なのか。

事務局 ネットワークについては、すでに始めている。先週、落合商店街で市内の授産施設や作業所の方が集まって、クッキーをつくっているところやパンをつくっているところなど、まずは自分たちの活動や生産品を知ってもらおうということで、作業所・授産施設の区別を超えて多摩キャラバンという活動、交流をしている。東京都の補助を受けながら、市も深く関わって実施している。来年度からさらに個別の作業所において、財政的基盤の弱い作業所が多い中で経営の観点から選択と集中ができるか、経営コンサル等の委託等含めて予算組をしている。

法内化については、障害を持っており障害の認定がされていて、障がい者手帳を持っている。自立支援法の枠内で障がい者サービスを受けている方がいる。一方で自立のためのサービス給付を受けるまでいかないという障がい者の方がいらっしゃる。介護サービスを受ける場合や、授産施設で就労している方や会社に勤めている方もいる。手続きの体系のなかで整理している。一本化できれば良いが、障がい者手帳を取得している部分と、サービス給付を受ける部分は分けているという事実がある。

事務局 法内化は一定程度多摩市も進んでいるが、小さいグループは規模が小さいがために法内化できずに、残っているところもある。

委員 サポートを受けるべき障がい者側から見ると、違う制度が並立しているのが気になったが説明で理解した。

進行役 先ほどの相談支援体制の充実は施策 4-2 にも関わってくるので、4-2 に移る。

委員 59 ページ主な施策の方向性③小規模作業所等の法内化の促進とある。障害者自立支援法の適用事業所になった方が、メリットが大きいと思うが、事業所のなかには必ずしも同法のサービス体系に基づくサービス提供事業者への移行を望まない傾向もあるのか。小規模作業所と障害者自立支援法の関係について教えていただきたい。

事務局 自立支援法に定める事業体制を組むには難しい点がいくつかある。多摩市の特性や作業所の生い立ちから、財政基盤が脆弱な作業所がある。法内化されると、通所する人数で事業所に入るお金が変わってくる。利用者の体調が悪くて休む日数が多いと事業所に入ってくる金が減ってくる。大きな法人であれば全体のバランスで補えるが、小さいがゆえに難しいことが一点。

もう一点は、障害は身体障がいのイメージが強いが、精神障害や知的障害の方で現状が変

わることに不安を抱く保護者の方が多い。法内化してサービス体制の経営的視点が強くなると、支援をする職員が少なくなって、利用者への支援の質が落ちるのではないかと不安感を抱く保護者も多い。

そうしたことから小規模作業所が多く、収入が少ない現状を相互のネットワークでカバーできないかということを経営で検討して施策を打てないか考えている。その理解を得るためと、その後の道筋が見えないのが事業所としても一歩踏み出せない原因である。個々の事業所が法内化後の事業体系を見据えて、23年度には方向を示したいと考えている。

個別では就労系や日常生活の訓練、機能訓練系と分かれているなかで、現状の制度では日常生活の訓練系では2年しか通所できないであるとか、福祉就労系は一般的な福祉就労の道筋を一度ふまないと法的にできなくなるなどの法的な制限があつて難しい。自分たちの施設が就労系でやっていけるか、機能訓練系でやっていけるか見定めようとしている。

委員 59 ページの市民の役割で「関係機関や事業者は」とあるが、この関係機関とは何を指しているのか。

P13 で「市民」には家庭・地域・事業者など幅広い意味での役割があるとの注釈がある。通常、関係機関といえば、行政を含む公的な機関がイメージされるのではないかと。上記、「市民」の概念に当てはまらないと思う。

事務局 社会福祉協議会が分かりやすい例。福祉サービスを提供する事業者に対して、行政ではないが、事業者でもない。事業者の一くりにした方がよいならば事務局と調整する。

委員 表記が少し紛らわしい。

進行役 行政の役割でも「雇用関係機関」とあるので、説明があれば分かりやすい。事務局で検討していただく。

59 ページ施策の方向性④新たな障害への支援の充実とあるが、発達障害に関して新たに立法されて、広域自治体でその支援をするというようなことであつたと思うが。

事務局 児童デイサービスⅠ・Ⅱ型、見守りという意味では日中一時支援、放課後等デイサービス、というくりに法改正で方向性が変わった。発達支援については就学前児童がメインだが、諏訪の教育複合施設で、教育委員会や子育て総合支援センターとも連携をとりながら、就学前児童のデイサービスを展開している。学童クラブのなかでも集団行動になじめない子どもが増えている。就学前の早期に発達障がいの子どもの適切な処遇をすることで、今後の障害福祉施策の展開が変わってくる。市では子育てにも重点的に施策を打ち出していく中で、様々な障害福祉施策が不足しているが放課後デイサービスを多摩市では重点的に施策を打ち出していくという考えである。

進行役 55 ページに移る。

委員 55 ページ現状と課題 2 段落目「障がい児の放課後活動の場」とある。発達支援室に関連しての記述だと思うが、障がい者の活動の場がまだまだ不十分であるなかで、あえて「障がい児の放課後活動の場」を特化し取り上げたのは何故か。

3 段落目「障がい者の就労に関しては、・・・市役所庁内での実習を進めています。」「障がい者の就労に関しては、場の拡大が求められている中、障がい者の市役所庁内での実習をとおり、就労に向けての課題を見極め、就労のステップとする支援事業を進めています。」としてはどうか。

事務局 障がい者の福祉関係の活動の場をすべて整備するのは難しい。学童クラブでの活動支援の状況が厳しいところもあるし、特別支援学校等が近くにあるなかで、もう少し力を入れて

支援もしていけるだろうということで、今後の施策展開も変わるだろうということで放課後活動の場の拡大に重点を置いた。

3 段落目の記述については、事務局で調整して趣旨を組んで変えることはできる。

委員 発達支援室の関係と連動しているとは思っていた。説明を聞いて理解した。文章の方は整理していただくということをお願いしたい。

委員 55 ページ【現状と課題】と「今後 4 年間の重点的な取り組み」でも障がい児の放課後活動の場の拡大を言っているが、非常に重要。普通の児童は学童保育があるが、障がい児の放課後活動は難しいが取り組まないとならない。現状はどのような放課後活動が行われているのか。また、どのように拡大するのかを考えているか伺いたい。

事務局 現状については、保護者の方々がつくった障がい児の通所訓練施設のなかで、日中の一時預かりのイメージが強い児童の居場所づくりが進んでいるが、療育という視点では機能訓練等、作業療法士・理学療法士が入って専門的な見地から安定を図るという部分については進んでいない。就学については以前から展開しているが、就学後のフォローが薄い。自立支援法では事業者が参入して展開するということであるが、多摩市でも後押ししていく。

委員 55 ページ今後 4 年間の重点的な取り組みについて 3 点お聞きしたい。

①障がい児の活動の場の拡大は引き続き学童クラブを場として用いるか、新たな場を設けるのか。

②作業所への仕事の創出と受注体制の支援、小規模作業所の受注を促すために市が保障するのか。支援は具体的に何をするのか。

③障がい者支援の担い手の確保、施策 4-2 でも人材の育成の話があったが、市がどう具体的にバックアップしていくのか。

事務局 現在の自立支援法のなかで役割の分担があるが、行政が財源を投下して土地を購入して公共の施設として運営していくのは非常に難しい。社会福祉法人や多摩市への参入を計画している事業者の情報をとらえながら、東京都と連携して全体の計画のなかで進めていく。学童クラブのなかで展開するのは難しい。別の体制を組む必要がある。

作業所の受注体制については、行政が保障するのは難しい。これまで小規模作業所が独立して運営していたが、ネットワークをつくってお互いがやっている作業や受注の状況を共有して、他の作業所と連携して大規模な受注をしていき、作業効率と工賃収益をあげていく。事業所自体が問題解決をはかり、今後の展開にも繋がるのでそのネットワークづくりの支援をしていく。

人材育成について、他自治体でも 1 級および 2 級ホームヘルパー養成を行政が支援して必要な資格を取っていただく。障害の資格も行政が直接お金を出すのは難しいが、精神障がい者専門の医師等を講師に招いて介護スタッフのフォローアップ研修を実施してレベルをあげていく。こうした展開を継続していく。

委員 障がい児の放課後活動だけではなくて、成人でも生きがいを求める活動の場が非常に重要。永山公民館等で関連した市民講座を行うと参加率が高い。しかし希望者に即応して講座を充実化させるのは難しい。行政の方向性としては 57 ページ行政の役割にあるように、社会参加や地域交流の出来る場の提供を進めていくことに重点を置いて、場としては公民館等を活用して場の拡充を進めてほしい。

55 ページ今後 4 年間の重点的な取り組み④制度の谷間となっているが、他の箇所でも制度のはざまとなっているので用語の統一をしてほしい。

事務局 行政としても場の拡充に取り組んでいく。新しくできた唐木田コミセンの運協と連携して喫茶コーナーの障がい者団体による運営を進め、単なるビジネスではなく一緒に地域づくりをしていく視点で支援をする。

進行役 相談支援体制の整備充実については59ページ主な施策の方向性①のなかに含まれている。6章に進む。

#### (4) 第6章「人・自然・地球 みんなで環境を大切にすまち」について

事務局 所管部長のスケジュールの都合で、114ページから審議をお願いしたい。

進行役 114ページ成果目標値①総ごみ量はほぼ横ばいという推移であるが根拠は。

事務局 多摩市ではごみを13種類で分別。平成11年の総ごみ量は56,000t、平成12年10月ダストボックスを廃止。平成20年度から有料の指定袋で収集とプラスチックの資源化。平成19年の総ごみ量は48,000t。平成19年のごみ量を基準として平成24年度に25パーセント減量すると一般廃棄物処理基本計画に定めている。平成20年度は家庭系のごみで17.4パーセント減らしている。平成21年度は17.1パーセント、平成22年度は16.8パーセントの減量ということで、平成24年度に25パーセント減量を達成するのは難しい。目標値については今後一般廃棄物処理基本計画を改定する中で検討する。平成22年度のごみ総量は約42,000t。横ばいの状況が続いている中で目標値を設定。ごみの有料袋導入やダストボックスなど施策を打ち出しており、これ以上の削減が難しい。

委員 データ集の118ページ、多摩市のリサイクル率は低い方から9番目。26市トップの調布は50パーセントのリサイクル率。成果目標は平成32年度で37パーセント。もう少し高い目標値を掲げて努力できないか。市民にも努力を促すものを掲げていかないとならない。

事務局 ACTA（アクタ）という広報誌を年3回戸別配布して、資源化の説明や集団回収にも補助金を出している。現在も一般廃棄物処理基本計画のなかでもリサイクル率を高めていくとしている。生ごみの減量等市民の方にとどのように啓発していくかということもあるが、目標値については高めていく。

事務局 リサイクル率が高ければ良いかということもある。ごみ総量自体を減らしていく。ごみになるものを減らしていく、あるいは買わない。多摩市は一人当たりのごみ量は26市トップということもある。

事務局 平成21年度の家庭系ごみの順位は、類似24自治体では多摩市がトップ。家庭系ごみが一番少ない自治体。調布はごみの総量は13位。1人あたりにすると650グラム。資源化もしているがごみも出している。多摩市でもプラスチックの資源化等引き続き進める。

委員 ごみは減っているのが現状だが、まだ減らす余地がある。生ごみという水分を含んだごみが水を燃やすということで一番無駄。施策のなかでも量から質、ごみの質の問題をもっと切り込んでメッセージを出した方が良い。生ごみをしぼって出すということと、生ごみ自体を堆肥化することは両方行政でやっているが、総量を減らす最終的な段階では量から質というメッセージが必要なので検討いただきたい。

事務局 生ごみの水分を切るだけで、一人当たりごみ量が減っていく。生ごみのリサイクルサポーター制度を今年からつくり、生ごみ処理機補助金等引き続き実施していく。量から質へも含めて検討していく。

委員 115ページ主な施策の方向性①安全で開かれた清掃工場とある。開かれたというのは情報公開されていることであると思うが、ホームページはビデオなどあって良くできているので開かれたというのがどういうことか分かる表現にした方が良い。

事務局 おっしゃるとおり情報公開を進めている。地域にも多摩環境ニュースというお知らせをしている。施設の見学会、多摩環境フェアを毎年1回出店等もだして清掃工場を紹介している。それも含めて安全で開かれたという表現にしたが、分かりやすいように工夫する。

委員 ごみについては、教育・学習、学校との連携が重要。教育カリキュラムのなかに清掃工場の見学など積極的に入れることにしているが、成人の清掃工場見学の拡充など一層入れていけば市民に定着する。

進行役 115 ページ主な施策の方向性④に市民、企業等とあるが市民、企業以外の主体は何か。同じ箇所、「レジ袋の削減、資源回収等」とあるが、この「等」は何を指すか。

事務局 NPO 団体や個人の方、多摩ごみ会議という有志の方などごみ減量に取り組んでいる方も含めて「等」と表現している。  
資源回収だけではなく生ごみを減らしていくか、事業系ごみの問題も含めてそれらをどのように減らしていくか総論的に言うために「等」とつけた。

進行役 109 ページ現状と課題 6 段落目、市民の関心としてごみ減量やリサイクルが高い、とあるが、ごみ減量の具体的な施策として何を考えているか。

事務局 ごみ減量等推進委員会は市民の方や学識経験者の方に入ってもらって、一般廃棄物処理基本計画の平成 25 年度からの改定もあわせて、具体的な施策を含めて検討していただいている段階。手数料等も関係するが、事業系ごみを減らす方策や市民の方への周知、緑を刈った時のボランティアごみをどうするかということも含めて検討している。ごみ減量について市民の方に周知していく。単身者の若い世代に対するごみ分別の取組みが弱いので、取組みを進める。転入者には市役所の 1 階で多摩市のごみの減量について説明している。それらを踏まえてごみの原料、資源の有効利用の推進として書いた。

進行役 現状と課題の箇所に資源化によるごみの減量について書いてあるが、ごみ総量の削減を書いてはどうか。続いて 110 ページからの施策 1-1 に移る。

委員 110 ページの施策の目指す姿は、水と緑についてだが、成果目標値は水については③の河川の BOD である。データがあるから目標値にあげやすいのであると思うが、国交省、文科省、環境省と連動してかわまちづくり事業に取り組んでいる。乞田川と大栗川が具体的な対象になって市も注力していると思うが、この辺は成果目標値として示すのは無理か。

事務局 かわまちづくり事業は、国の施策のなかで事業仕分けの対象になっていて事業が継続するか分からないので目標値にはしない

委員 国の支援や予算がないと、市としての推進は難しいのか。

事務局 かわまちづくり事業主体は東京都であり、市としては整備した後の活用の部分で関わる。大栗川は順調であるが乞田川は事業調整自体が残っているので全体の成果目標値にはそぐわない。

委員 かわまちづくり以外にも、水という部分で水の浄化以外にもう少し別の観点で何かできないか。もしあれば成果目標値に入れていただきたい。

委員 例えば各学校がビオトープを整備し始めており、数量的にカウントできるかどうかは別として広めていくことを目標値にしてはどうか。環境関連の市民懇談会で話した時に、ニュータウン地域は水辺環境が変わった。それ以外の既存地区は水の流れが守られているので、そのあたりの整備を進めてはどうかという話があり、既存地域のビオトープを増やすなど数値目標にしたらどうか。行政で検討いただきたい。  
樹木の剪定枝はごみの量に含まれているか。

事務局 公共施設から出ている剪定枝は土壌改良材としてリサイクル、家庭から出ているものは焼却あるいはエコプラザでの土壌改良材での活用。焼却されるものはごみ量に含まれる。

委員 開発が終わり樹木の剪定枝が膨大になってくると、ごみの分野になるかもしれないが樹木の適切な管理も含めて施策の方向付けをした方が良い。剪定枝はリサイクルにまわすべき。燃やすのは悲しい。チップ状にして公園にまくなど試行錯誤していただきたい。

事務局 具体的に今の段階では決められないが、提案として受け止めさせていただく。

委員 乞田川、大栗川の管理責任は東京都なのか。

事務局 乞田川、大栗川は東京都の管理。乞田川、大栗川が合流した先は国の管理。

委員 乞田川は白く泡立って汚れている。きれいであると市民の心も癒される。

事務局 河川の白濁は、多摩市の場合雨水管が分離式で雨水が川に直接流れる。工事の時に車両が泥水を持ったまま出て行く場合や、道路を掘削した際の泥水がそのまま河川に直接出てしまう。乞田川から宅地が非常に近いので工事などで白濁する。

進行役 主な施策の方向性に対する成果目標値を設定しているが、みどり率はみどりを増やせば改善されるが、②市立公園面積を現状維持するという目標値はこれに対応する施策がない。加えて1人当たりになると人口の増減によっても変動してくる。

事務局 公園に関しては緑地の確保、市が持っている都市緑地を公園のなかにカウントしている。人口政策がやや微増というところで現状維持という目標値を設定。ここは市としての強み、豊かな都市基盤のアピールとして目標値を入れた。

進行役 112 ページ施策 1-2 に進む。

委員 今回の震災を受けて言葉の使い方を変えた方が良い。施策の方向性①エコライフをより具体的に節電などにはどうか。急にこの2ヶ月で変えるのはどうかというのもあるが、省エネルギー社会の構築に関しては重要なので具体的に書いてはどうか。

事務局 まさしくそのとおりで状況変化にあわせて修正する。エコライフという単語自体がふさわしくないで変える。

委員 成果目標値も節電目標を出すのが良いかどうかはわからないが、今までの大まかな何パーセント削減という目標から、ピーク時の節電等の質の問題に転換してきている。成果目標値や施策の方向性のなかに入れてはどうか。

事務局 どのようなデータが補足可能な目標値とできるかどうか。今後4年間の重点的な取組みに書いた方が良いのか、施策の方向性のなかで入れれば良いのか検討する。

委員 防災関係は第2分科会だが、現状の震災被害を受けた見直しを入れているか。

事務局 今回の災害を踏まえた記述を現状と課題等に入れていくことになった。

委員 防災無線が聞こえにくいという苦情は市に入ってきたか。

事務局 多かった。最近の家は密閉構造で聞こえ難い。災害メールの登録も増やしていく。

進行役 113 ページ主な施策の方向性④公共施設の省エネルギー化対策とあるが、行政の役割にはそれに関して書いていないので検討していただきたい。庁舎管理等のハード面の話ではあるが。

進行役 116 ページ施策 1-4 に移る。環境教育について市内の小中学校で時間を割いているのか。

委員 そのような科目は無いが、他の科目と連携してやっている。教育委員会でESD（持続可能な社会を目指す教育）を進めており、柱として人権や人格育成の他に環境も重要視した教育を進めていく。ビオトープや節電、緑のカーテンというゴーヤの飼育を兼ねて熱源をシャットアウトしていくというような活動など総合的に取り組んでいる。



進行役 小学校、中学校単位で地域のごみ拾いなどをやっているのか。

委員 学校ごとに東愛宕中などは沿道のごみ拾いなどをやっている。

進行役 道路が整備されているので植え込みの中にごみを捨てていく人が多い。

委員 117 ページ主な施策の方向性①水辺の楽校は国の施策。週休 2 日制や総合学習のスタートにあわせて文科省、環境省と連携して取組みを始めた。展開は様々だが、多摩第一小などはサポーターが子どもたちと一緒に多摩川の自然教育活動を工夫して取り組んでいる。環境保全活動を推進するため、子どもたちが押し付けられるのではなく、楽しみながら自然に親しむということに教育機関として重要視している。

委員 117 ページ主な施策の方向性②で多摩市は公園が多い。その維持運営費も多いなかで、伐採等市民の活動によりコストを低減していく。あるいは教育的な側面で自治会・管理組合と連携して市が中心になって進めていけば市の財政の負担軽減になるのではないかと。推進していくことを強く願います。

事務局 施策 1-1、111 ページ市民の役割のなかで「公園等の管理に参加」と書いている。ネットワーク形成については、環境保全活動のアピールに留まらず実際の活動の提案として受け止めさせていただく。

委員 117 ページ主な施策の方向性②のグリーンボランティア森木会と市民環境会議は、行政よりも市民が主体になってやるという趣旨で活動しているが、新しい人材が集まりにくいなかでも、うまく人を集めて動いている。森木会は公園の管理を実際に始めており、人も増えている。

進行役 109 ページに移る。

委員 先ほども話があったが、今回の震災に関する取組みをこの箇所に盛り込むべきである。

委員 今話が出たような実際に活動する団体が増えている。街路に花を植える活動をする団体など。非常に意義深い。この箇所に入れるのが適切か分からないが、こうした活動を評価するような表現があった方がより活動に従事する方たちの意識も高まるのではないかと。

委員 人材育成の施策に含まれているということであると思うが、より分かりやすく具体的にアダプト制度や森木会が良く活動しているということについて書いた方がよい。

事務局 現状と課題の下段部、現状認識の部分に少し膨らませて書いていく。

進行役 111 ページ主な施策の方向性③まちの環境美化条例の制定について書いてあり、まちの美化を損なう行為を防止するとあるが、何か罰則はあるのか。目標を掲げる条例なのか。

事務局 条例は検討段階であるが、啓発をより強化するためのもの。罰則については条例上に載せておきながら、施行を留保するなどの手法を考えて、適切な活用を促していく。

進行役 千代田区などでは煙草のポイ捨てなどは取締り員を配して罰金を取るが、そこまではしないということ。

事務局 そのとおりであるが一定の抑止力、罰則が無いと効果がないので、そのあたりを勘案して定めていく。

進行役 これで第 1 分科会の審議は全て終了する。これまで出た意見などは、次回修正後のものが示されるということか。

事務局 どう修正するかという最終決定は庁内の策定委員会にておこなう。今まで出た意見をまとめて答申書案として以降 2 回の全体会で確認および追加、訂正していただく。郵送等で答申書のたたき台を送付させていただく。

進行役 他になければ、本日の審議はこれで終了する。